

指名停止業者一覧表

指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1 独占禁止法違反行為	兵庫県宝塚市新明和町1番1号 新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之	令和7年5月7日から 令和7年8月6日 (3か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第6号	令和7年5月7日	エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置 の設置工事において、独占禁止法第3条(不当な 取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行って いたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会 から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け た。 このことは、工事等の契約の相手方として不適 当であると認められるので、指名停止を行うもの である。
2 不正又は不誠実な行為	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 日本キャタピラー合同会社 職務執行者 本田 博人	令和7年7月16日から 令和7年8月15日 (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和7年7月16日	左記業者は、令和7年7月11日に開札した南房 総市発注の「千倉清掃センター重機購入」におい て、落札候補者となつたにもかかわらず、入札書 記載金額の誤りを理由に落札候補者の辞退を申 し出た。 このことは、工事等の契約の相手方として不適 当であると認められるので、指名停止を行うもの である。
3 契約違反	館山市長須賀9番地 株式会社ヤマス 代表取締役 鈴木 章太	令和7年9月11日から 令和7年9月24日 (2週間)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第1第4号	令和7年9月11日	左記業者は、令和7年7月31日に契約を締結し た「ネットワーク対応型電子複合機販貸借及び保 守業務」において、仕様書に定められている複合 機を納品できず、令和7年8月27日に契約解除に 至った。 このことは、工事等の契約の相手方として不適 当であると認められるので、指名停止を行うもの である。
4 不正又は不誠実な行為	東京都板橋区舟渡4丁目7番1号 三菱ふそうトラック・バス株式会社 南関東ふそう 支配人 高木 克敏	令和7年10月10日から 令和7年11月9日 (1か月)	南房総市工事等請負契約等に 係る指名停止等の措置要領 第3条第1項 別表第2第13号	令和7年10月10日	左記業者は、令和7年9月12日に開札した南房 総市発注の「塵芥車購入(2t車2台)」において、 落札候補者となつたにもかかわらず、入札のため に見積もった車両が仕様書と相違することが判明 したことを理由に落札候補者の辞退を申し出た。 このことは、工事等の契約の相手方として不適 当であると認められるので、指名停止を行うもの である。